尾道市立吉和中学校校 長村田 聡之

# 台風等における対応指針について(お知らせ)

新緑の候、保護者のみなさまには益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素から、本校のPTA活動に、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝致しております。

さて、標記の件につきまして、別紙(裏面)の通り、尾道市教育委員会の台風等における対応指針に準じて、対応することにしておりますのでお知らせします。

つきましては、生徒の安全確保のために、ご理解とご協力をくださいますようよろしく お願いいたします。

- (1) 朝6時の時点で警報がでていたら、自宅待機とします。
- (2) その後、状況判断をし、学校長が、休校か、時間繰り下げ登校かを判断し、学級連絡網で各家庭に連絡します。また、メール配信システムに登録されている方には電子メールでもお知らせします。
- (3) 朝6時の時点での自宅待機の確認及び、休校か、遅れて登校するかの指示は、学校から入りますので、必ず、緊急連絡網を使って、その旨をクラスに回してください。 なお、保護者が不在の場合は、生徒にその連絡をさせ、最後は必ず担任に戻るように徹底してください。
- ※ 裏側にある尾道市教育委員会より出された「台風等における対応指針」にそって対応 します。

# 台風等における対応指針

平成21年6月22日尾 道 市 教 育 委 員 会

### 基本方針

- 対策会議を開催し、対応を協議し、決定する。
  - ・日 時 対応が必要な日の前日(土・日・休日を含む)
  - ・出席者 小・中学校長会長、副会長

市教委職員(教育総務部長、学校教育部長、庶務課長、学校経営企画課長、教育指導課長)

· 場 所 尾道市教育会館 会議室

## 基本的な対応

## (1)午前6時段階で台風等に伴う『警報』が尾道市を含む地域に発令されている場合

- 【①尾三地域・②県南部・③広島県全域】が該当する。
  - 〔 蓍報 → 大雨・暴風・洪水・大雪・波浪・高潮 〕 ※波浪・高潮蓍報は、沿岸部の鉄当校。
  - ◎ 小学校 → 臨時休業・学校給食停止 (※ テレビ、ラジオ、インターネット等の報道)
  - ② 中学校 → 自宅待機 午前11時までに蓄報が解除になった場合は、学校別に登校時刻を決定。 午前11時以降も邀請の場合は臨時休業。
- (2) 午前6時以降に『警報』が発令された場合

小学校 → 臨時休業(各家庭への連絡。登校時、すでに登校した児童への安全確保の徹底。下校体制等の対応は、 学校経営企画課と校長会が協議決定)

中学校 → 自宅待機(以降は上記と同じ)

- (3) 警報発令はないが、地域的に豪雨になった場合
  - 校長による判断とする。
    - ・自宅待機、又は臨時休業。
    - ・必ず学校経営企画課に報告する。
- (4) 児童生徒登校後、台風等に伴う警報の発令が予測される場合
  - 〇 学校待機
  - 〇 対応
    - ・下校体制について、学校経営企画課と校長会が協議し決定

協議事項…下校見合わせ

下校時刻・体制(一斉下校 職員の引率)

通学路の安全確認

帰宅確認

・給食について、時間を早める等の措置を庶務課と校長会が協議し決定

#### 児童生徒への指導

- (1) 應時休業中
  - ・外出はしない
- (2) 一斉下校時及び警報が解除の場合
  - ・増水している河川には近づかない。
  - ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
  - ・地盤がゆるんでいる個所には近づかない。
  - ・切れた電線には近づかない。

#### 保護者への対応

○ 授業打ちきり、下校見合わせや通学路の変更等があった場合には、即時確実に状況を連絡

## 教育委員会への報告

- 緊急連絡票(機式7)によりFAXまたはメールで報告
  - ・臨時休業、授業打ちきりの措置を行った場合
- 放課後児童会の措置がある学校
  - ・臨時休業、授業打ちきりの措置を行った場合は子育で支援課へ連絡

# 職員への対応

- 〇 通常勤務
- 特別休暇(交通遮断)の対応は十分な状況把握のうえ、校長が判断
  - ・職員個別への対応